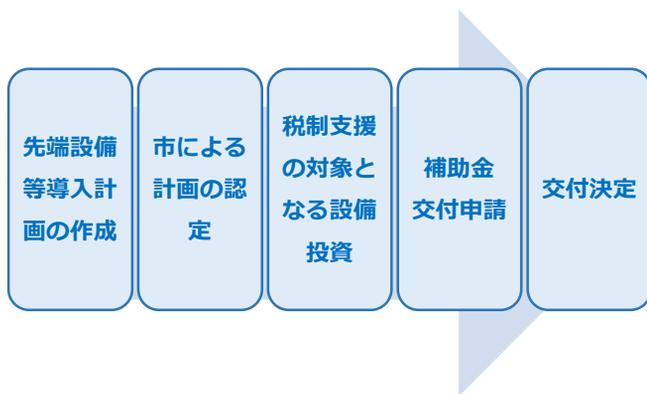
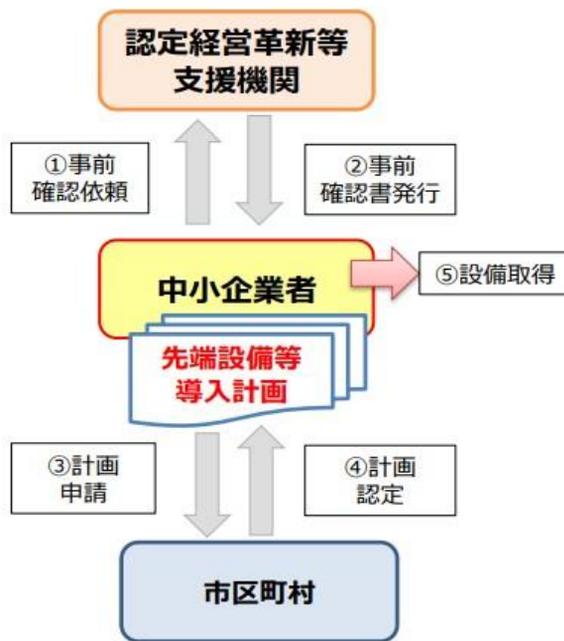


## 1. 概要

市内に事務所・事業所を有する中小事業者等で、**令和7年度以降**に中小企業等経営強化法に規定された「**先端設備等導入計画**」の認定を受け、**税制支援**（固定資産税の特例）の対象となる設備投資をした場合、雇用者給与等支給額の賃上げ方針表明の率に応じて補助金を交付する事業



### ○先端設備等導入計画の認定フロー



## 2. 事業期間

令和8年4月～12月

※ 令和7年4月1日以降に認定された先端設備等導入計画が対象

## 3. 補助金額

(1) 雇用者給与等支給額を**1.5%以上**増加させる賃上げ方針を表明した場合

- ・ 設備投資額の 1 / 4 限度額 200万円

(2) 雇用者給与等支給額を**3%以上**増加させる賃上げ方針を表明した場合

- ・ 設備投資額の 1 / 2 限度額 200万円

### ○先端設備等導入計画の主な要件

主な要件	内容
計画期間	3年間、4年間又は5年間
労働生産性	計画期間において、基準年度*比で労働生産性が年平均3%以上向上すること *直近の事業年度末 ○算定式 $\frac{\text{（営業利益+人件費+減価償却費）}}{\text{労働投入量}}$ (労働者数又は労働者数×1人当たり年間就業時間)
先端設備等の種類	労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記設備 【減価償却資産の種類】 機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア
計画内容	○基本方針及び導入促進基本計画※に適合するものであること ○先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること ○認定経営革新等支援機関（商工会議所、商工会等）において事前確認を行った計画であること

※ 図はすべて中小企業庁資料より

### 【問合せ先】

上野原市 産業振興課 商工観光担当

電話 62-3119

メール shokokanko@city.uenohara.lg.jp

# 固定資産税の特例について

## 固定資産税の特例について

- 先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者のうち、以下の一定の要件を満たした場合、地方税法において固定資産税の特例を受けることができます。

対象者	資本金1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社等を除く）。
対象設備 (※1)	雇用者給与等支給額を1.5%以上、又は3%以上増加させる賃上げ方針を従業員に表明（賃上げ表明）したことを位置づけた先端設備等導入計画に従い取得する設備であり、かつ認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資利益率5%以上の投資計画に記載された①から④の設備 【減価償却資産の種類ごとの要件（最低取得価格）】 ① 機械装置（160万円以上） ② 測定工具及び検査工具（30万円以上） ③ 器具備品（30万円以上） ④ 建物附属設備（※2）（60万円以上）
その他要件	・生産、販売活動等の用に直接供されるものであること ・中古資産でないこと
特例措置	・1.5%以上の賃上げ表明されたもの：3年間、課税標準を1/2に軽減 ・3%以上の賃上げ表明されたもの：5年間、課税標準を1/4に軽減 ※令和9年3月31日までに取得した設備

